

兵庫県後期高齢者医療広域連合告示第9号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び兵庫県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第21号）第4条の規定に基づき、平成19年2月1日から3月31日までの兵庫県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成19年10月31日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 矢田 立郎

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

平成19年2月1日、兵庫県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局の事務に従事する各市町の職員のうち、5名を兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局の職員に併任しました。

(2) 職員数

平成19年2月1日現在 5名

2 職員の給与等人件費の状況

平成18年度の職員は兵庫県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局と併任であったため、給与等の person 費は同委員会が負担しました。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成19年2月1日現在）

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1週間の勤務時間
午前8時45分	午後5時30分	午後0時15分から午後1時	40時間

(2) 週休日（勤務時間を割り振らない日） 日曜日及び土曜日

(3) 休日（正規の勤務時間においても、勤務することを要しない日）

・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 休暇・休業制度の状況

各市町の例によります。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

該当はありません。

5 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

該当はありません。

(2) 営利企業等従事許可の状況

該当はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

該当はありません。

(2) 勤務成績の評定の状況

該当はありません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理

各種健康診断等の厚生事業については、各市町において実施していません。

(2) 公務災害補償の状況

該当はありません。

(3) 勤務条件に関する措置要求の状況

該当はありません。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当はありません。